

国不籍第265号  
令和4年8月19日

各都道府県地籍調査担当部局長 殿

国土交通省不動産・建設経済局  
地籍整備課長

### 地籍調査における住民基本台帳ネットワークシステムの活用について

今般、令和3年の地方分権改革に関する提案募集において、「住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。）別表への国土調査法に関する事務事項の追加」について提案がされたことを踏まえ、同年12月21日に「国土調査法（昭和26年法律第180号。以下「法」という。）に基づき、地方公共団体が地籍調査の実施に関する事務を処理する場合については、住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）から本人確認情報（住基法第30条の6第1項）の提供を受けることができるものとする。」とする内容が閣議決定されました。

同閣議決定を踏まえ、住基法の改正を含めた「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和4年法律第44号）」が成立するとともに、「住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令（平成14年総務省令第13号。以下「住基省令」という。）」が改正され、これらの法令については、令和4年8月20日に施行されます。

そのため、同日から、地籍調査において、住基ネットから本人確認情報の提供を受けることが可能となりますので、その事務処理に当たっては、下記の点に留意いただくとともに、その旨貴管内市町村（特別区を含む。以下同じ。）に周知方よろしくお願いいたします。

また、地方公共団体の地籍調査担当部局から同団体の住基ネットの所管部局に対しても、必要に応じて、地籍調査において住基ネットの利用が可能となる旨の周知方よろしくお願いいたします。

本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

### 記

第1 本人確認情報の提供を受けることができる機関

住基ネットから本人確認情報の提供を受けることができる機関については、住

基法別表第二から第五までの規定により、以下の①から④までの都道府県知事又は市町村長が対象となり、土地改良区等のその他の機関は利用することができないため、留意されたい。

なお、都道府県又は市町村が住基ネットから提供を受けた本人確認情報について、地籍調査の業務を委託した者に提供する場合は、住基法第30条の29の規定に基づき、地籍調査の遂行に必要な範囲内で、提供することとなる。

- ① 本人確認情報を地方公共団体情報システム機構（以下、「機構」という。）に通知した都道府県知事が統括する都道府県の区域内の市町村長（住基法別表第二関係）
- ② 本人確認情報を機構に通知した都道府県以外の都道府県の都道府県知事（住基法別表第三関係）
- ③ 本人確認情報を機構に通知した都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長（住基法別表第四関係）
- ④ 自らが保存する本人確認情報を利用する都道府県知事（住基法別表第五関係）

## 第2 本人確認情報の提供の対象となる事務

住基ネットから本人確認情報の提供を受けることができる事務については、住基省令の規定により、以下の①から③までの地籍調査に関する事務に係る土地の所有者その他の利害関係人若しくはこれらの者の代理人又は土地の占有者の生存の事実、氏名、住所及びこれらの変更の事実の確認が対象となる。

- ① 都道府県が行う地籍調査として国土交通大臣が指定したもの（法第5条第4項）
- ② 市町村が行う地籍調査として都道府県知事が指定したもの（法第6条第3項）
- ③ 法第6条の3第2項の規定により定められた事業計画に基づいて都道府県又は市町村が行う地籍調査（法第6条の4第1項）

想定される具体例：

- ・法第24条の立入りに係る通知をするため、土地の占有者の生存の事実、氏名、住所及びこれらの変更の事実の確認を行う場合
- ・法第25条第1項の立会いに係る通知をするため、土地の所有者その他の利害関係人若しくはこれらの者の代理人の生存の事実、氏名、住所及びこれらの変更の事実の確認を行う場合 など

なお、住基ネットから提供を受けることができる情報については、氏名、住所、生年月日、性別及びこれらの変更情報であり、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項）及び住民票コード（住基法第7条第13号）については、提供を受けることはできないため、留意されたい。